

本人及び配偶者の預貯金確認書類について

本人及び配偶者の預貯金などの資産の合計額が所得に応じた基準額以下であるという認定要件を確認するため、以下の書類を提出していただく必要があります。

※被保険者名義のもの全て及び配偶者のいる場合は、配偶者名義のものも全て添付書類の提出が必要です。

種 類	確 認 方 法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し） ※銀行名・支店名・口座番号・名義の記載があるページ ※最終残高のページ（申請日から直近 2 か月以内の記帳のあるもの） ※年金受給者は直近の年金受給の記載があるページ
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) 例：株券、証券会社等が発行する明細など
金・銀(積立購入を含む) など、 購入先の口座残高によって時 価評価額が容易に把握できる 貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) 例：出資証券、金融機関等が発行する明細など
タンス預金（現金）	自己申告
負債 (借入金・住宅ローンなど)	残高証明書、借用証書など